

名古屋市教育委員会定例会

平成 23 年 5 月 13 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 案

- 第44号議案 請願審査について
第45号議案 教育委員ホットライン制度の創設について
第46号議案 名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案
第47号議案 名古屋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案
第48号議案 名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則案
第49号議案 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則案
第50号議案 名古屋市港サッカー場条例施行規則の一部を改正する規則案
第51号議案 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則等の一部を改正する規則案
第52号議案 名古屋市名城庭球場条例施行規則の一部を改正する規則案
第53号議案 平成23年度歯科衛生優良校等の表彰について

出席者

坂 井 克 彦 委員長
三 林 久 美 委 員
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員 26 名

(坂井委員長)

おはようございます。ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第 53 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、記者クラブ発表するまでの間に限り非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それから議事運営についてお諮りいたします。

第 47 号議案から第 51 号議案の 5 件は、スポーツ施設の利用料金制の導入等に伴う規則改正になりますので、一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、6 人の方から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第 2 条により、許可したいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第 4 条により、次の 2 点を守っていただくこととなります。

1 点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2 点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと、の 2 点です。

また、同規則第 5 条により、写真、ビデオ等の撮影及び録音等は禁止しております。

それでは、第 44 号議案「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。

会議の運営上、代表者 1 名に 5 分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

それでは、陳述人の方に入室していただきます。

口頭陳述される方をお願いします。

会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は 5 分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【請願者の代表者が入室し、口頭陳述がなされた。】

これをもちまして、口頭陳述を終了します。

それでは、第44号議案「請願審査について」、事務局の説明を求めます。

(太田総務課長)

それでは、第44号議案「請願審査について」ご説明申し上げます。

本請願は、名東区の西山小学校学区内に建設されますマンションの建設事業者等から、提出されたものでございます。内容は、2事項ございまして、1点目は、「本件マンション事業者にも学区変更に関する情報を開示し、協議の対象とすること」、2点目は、今年2月の教育委員会で請願審査した時と同じ内容の「本件土地の学区を西山小学校・神丘中学校区から他に変更することがないこと」を求めるものでございます。

過大規模校となっている西山小学校につきましては、隣接する牧の原小学校と通学区域の変更により学校規模の適正化を検討しているところでございますが、今年2月の請願審査時点から状況の変化はございません。5月19日に新しいPTA役員に説明した後、保護者向けに説明会を開催する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします

(坂井委員長)

請願内容と現状についての説明がありましたが、情報の開示がどのように行われているか、また、通学区域の変更に係る意見聴取の手続きがどのように行われるのか、説明をお願いします。

(佐野施設計画室長)

情報の開示についてでございますが、保護者の方や地域住民の方にお伝えする内容については今後もお伝えしていく、という考えでございます。それから、通学区域の変更を行う場合の意見聴取をどのように行っているか、という点でございますが、通学区域の設定および変更につきましては、資料として提示いたしました「名古屋市立小中学校通学区域設定等事務取扱要綱」に基づき行うところでございますが、この中の第3におきまして、通学区域の設定案につきまして、あらかじめ関係区域住民の代表者等で組織された機関の意見を聞くもの、といたしております。具体的には次の各号に定めております、関係学区区政協力委員会代表、関係学校PTA代表、関係学校長、その他教育委員会が必要と認めるもの、ここから意見聴取をするもの、と定めておりまして、それにのっとり行っていきます。なお、その他教育委員会が認めるもの、という点ですけれども、地域の事情によりまして、例えば町内会長ですとか、子ども会の会長さんといった方を考えているところでございますが、実際にこれを適用した例は最近ではございません。

(坂井委員長)

ありがとうございました。今回の請願は2月に次いで2度目でございます。2点目については前回と同じです。1点目については、請願された方、事業者にも学区変更に関する情報を開示し協議の対象とする、という点加わったと理解しております。それでは、ご意見、ご質問はございませんか。

(古川委員)

請願1のお答えがありました。情報開示とありますが、もう少し具体的に、どう情報を開示するのか具体的な方法を教えてください。

(佐野施設計画室長)

具体的に申しますと、例えば今月の保護者PTAの役員にご説明する機会がありますが、その時に出した資料等をお渡しし、こういう内容の説明をした、というようなこと、あるいは、保護者全体の説明会を予定していますが、同じ内容のことをお伝えしていく、というようなことを想定しているところでございます。

(古川委員)

今までやっていないのでしょうか。

(佐野施設計画室長)

以前の区政協力委員会で資料をお出しして、学校の現状を説明する機会がございました。事後ではありましたが、こういった資料を区政協力委員会で提供しましたとか、こういった流れでやっています、ということをお知らせしました。今後も具体的に地域や学校や保護者に説明した場合は提供をしようと考えています。

(野田委員)

先の請願者の方の話では、かなり学区変更のうわさがまことしやかに流れている、ということですが。そうすると今のところ、そういうような状況ではないということですね。それは地域でうわさが広まっているけど、こちらからそういう働きかけはしていない、と。

(佐野施設計画室長)

委員のおっしゃる通り、具体的にどのように線を引くというような教育委員会の考えはございませんので、まだ具体的な話をしたことはございません。

(野田委員)

先回の時、こちらの側の児童生徒数の増加の推移と、請願者の方々の推移の数字とかなりギャップがございましたが、そのあたりどうですか。なかなか難しい問題ですが、数字を出すというのは。

(佐野施設計画室長)

今回の請願にかかるマンションにつきましては、現在売り出しを始められているということで、具体的なお子さんの数については把握できる状況ではないと考えているので、前回こちらの想定しているものと、事業者側が想定しているものと、若干のかい離はある、という状況であります。

(古川委員)

マンションに住まわれる方のみ特定して意見を述べさせていただくわけではありませんが、周りの人たちも含めて、きちんこの要綱にあるように、第3条に(1)から(4)まで意見聴取というのがあるのですが、広くこの周りの人たちの意見を聞くという中で、3の(1)だと区政協力委員会と決まっているわけですし、あとはPTAの代表、それから3番目に関係学校長、とこういうふうにあるわけですが、唯一、3つの人たち以外の意見を聞くのは(4)にあたる、いわゆるその他にあたると思うが、そのような方たちの意見を過去に一度も聞いたことがない、というようなご答弁があったわけですが、ここの地域にかかわらず、こういったことというのは当然過去にもあったと思うのですが、なぜ(4)のそういう人たちの意見がいまだかつて聴取されなかったか、と思われませんか。

(佐野施設計画室長)

先ほどのことを訂正させていただきますけれども、意見を聞いていなかった、というわけではなくて、当然子ども会の代表も、学区の連絡協議会の中に参画している場合もありますので、そういった中で意見は聞いているということでございます。具体的にここの学区でするかは別として、過去やった通学区域の変更の場合に、地域の町内回覧を通じてより広く情報提供したり、できるだけ多くの方に伝わるように取り組んでいます。

(伊藤教育長)

もう少しわかりやすく言ってもらえると、3条の(1)の関係学区区政協力委員会代表、代表等で組織された機関の意見を聞く、という聞き方についてもいろいろある、ということでもいいのですか。

(佐野施設計画室長)

はい。

区政協力委員会の判断となるわけですが、そういった中に参画して意見を述べていただいて、と思っております。

(坂井委員長)

そうすると、こういったところに入ってない人が大半ですよ。住民というのは。普通の住民だけれど利害に関わるよ、という人の意見というのは、どこか吸い上げる方法はあるのですか。そういう人たちは区政協力委員に言って、区政協力委員に言ってもらおうという手続きになるのですか。それともほかに簡便に何か意見を聴取できる

ような方法はありますか。

(佐野施設計画室長)

現在考えておりますのは、区政協力委員の方にお話をいただいて、ということを考えております。すべての方に、というのは現実的に難しいので、声をお寄せいただく場合に聞くということはありませんけれども、こちらから、ということはないと考えます。

(坂井委員長)

そうしますと、ひらたく申し上げますと、今回請願をなされた方々がもし何か言いたい、ということがあった場合には、例えば、区政協力委員会代表とか、PTA代表とか、そういった人たちに意見を言って間接的なら聞きますよ、という感じでしょうか。

(佐野施設計画室長)

おっしゃる通りです。

(坂井委員長)

現実問題として、すでに大京さんとかトヨタホームさんとか、民間5社の方々から区協力委員会の方にご意見があったということは。利害関係者から区政協力委員会の方に、こういうことを言ってください、という話はあったのですか。

(佐野施設計画室長)

まだ具体的な話は聞いておりません。

(坂井委員長)

もしそれがあれば、それは当然聞く、ということですか。

(佐野施設計画室長)

そういう区政協力委員会としての意見であれば、私どもは聞くということです。

(伊藤教育長)

もう少し確認なんですけど、第3の手続きのことですが、ここで言ってます住民の方の意見をきくということは、通学区域設定案等について、案を持ったことについて伺うことをございまして、情報提供をしたり、その間のご意見を聞くというのは、別の手続きになりますので、ということでもいいでしょうか。

(佐野施設計画室長)

そういうことをございます。

(坂井委員長)

つまり、通学区域設定に関しての話に限るという話なんですね。

(佐野施設計画室長)

はい。

(野田委員)

正式に出ていない段階で、この取扱要綱自体は、まだその段階ではない、ということですね。

(佐野施設計画室長)

通学区域の設定案、というところまでは現状では至っていません。前段階です。

(野田委員)

そうすると、請願をいただいて、3 ページで請願者さんは(4)に該当させてくれ、と言っているのではなくて、多分、より詳細な情報を得たいという趣旨ではないですか。これは感想ですが。

(坂井委員長)

請願の一番最初の第1項目の最初ですけれども、本件マンション業者にも学区変更に関する情報を開示してください、という話ですけれども、これは具体的にはどのような形でおやりになるのでしょうか。

(佐野施設計画室長)

学区変更に関する情報、ということですので、先ほど説明いたしましたように、例えば保護者を対象にした説明会等で、学校の現状を知っていただく段階ですが、その進展状況に応じて、時点はわかりませんが、具体的な通学区域の変更そのものの案を提供することも将来的にはあるのかな、というように思っております。

(坂井委員長)

そうすると確認ですが、たとえばPTAの会議とかその他ここにあるような団体に対して開示した情報は今請願されたような方たちにも提供しますよ、ということですか。

(佐野施設計画室長)

その通りです。

(古川委員)

もう一度整理をすると、そもそも学校の通学区域の設定案がでないと、いろんなことに対して意見を聴取することはできないという理解でよろしいですか。とともに、

それに対する意見を言うためには、先ほどの話になりますが、意見聴取の第3というのがありますね。区政協力委員会だとか、PTA代表だとか、学校関係者とか、その他とか、そういったところを通じてその案に対していろいろな意見を言える場所がある、という理解の仕方よろしいですか。

(佐野施設計画室長)

今委員が言われましたように、通学区域案をあらかじめ提示して意見を聴取するという流れでございますので、そういった形を取りながら、こちらが提示してすぐその場でということではございませんので、さまざまな意見をいただく中で、具体的に最終的に地元と合意できるように、というやり方です。最終的には要望書をいただきます。

(古川委員)

もう少しわかりやすく、私も知りたいし、請願された方も知りたいと思うのですが、設定の案を作る前にもいろいろな意見を聞かれる、というように私はとれたのですが、その場合は、どなたの意見を聞いて案を作られるのですか。

(佐野施設計画室長)

それは、保護者の方であったり、区政協力委員会の場であったり、状況を説明しながら、具体的な通学区域の変更に至れば、意見を聞きながら案を考えていき、成案としてどうですか、という段階を考えています。

(古川委員)

そのところは、住んでいる人からしたら切実な問題だと思うんですよ。これはあくまでも通学区域設定の案が出た後の意見聴取だという意見と同じように私はとれるのですが、その辺はどうなんですか。もっとはっきりしてあげないと。

(佐野施設計画室長)

設定案を事務局として決めたいので、意見聴取をしていく、ということで進めていきたい。

(坂井委員長)

確認ばかりしていますが、区域設定がまだなされていない今の段階で、例えば大京さんがこういう希望を持っている、というのをより詳しく知ってもらいたい、という希望があるときにはどうしたらいいですか。

(菅谷参事)

基本は先ほど室長がお答えした通りですが、事前には今回もこのように具体的に開発業者の方からこういう意見をいただいておりますので、私どもが案を作るまで、そういう案があれば私どもでお受けをするし、現時点でも承っておりますので、さまざま

な意見を聞いたうえで、私どもの線引き案を作る、作ったあとの手続きについてはこれに沿ってやっていく、ということになる、と考えております。当然どこかで線を引くと、そこで引かれた方は大変大きな問題があるのかな、と思っておりますので、その部分について慎重の上にも慎重に私どもとしては案を作る、というように考えております。いずれにしてもここまで大規模なものは初めてだと思いますので、慎重に進めていきたいと考えています。

(古川委員)

大規模というのは何が大規模なんですか。

(菅谷参事)

学校の規模が大きい、ということ、それから少し事前にご説明をさせていただいたかわかりませんが、この地域は実はこの業者さん以外にも、いくつもの開発が現在同時並行、あるいは事前準備も含めてありますので、影響としては大きいかな、とそういう意味で申し上げました。

(野田委員)

今お聞きすると、例えば、今線引き案が白紙の状態ですので、もしこのマンションが建ってしまっていて、住民が入ってしまってから線引き案が決まりかけてきたとしたら、当然住民としてその意見が言える立場にあるということですね。区政協力委員を通して。こういう問題はどこでもあがってくる問題で、多分マンションを買う時にここはどこの学校ですか、というのは聞かれますよね。その学校が変わるかどうかは将来的にはわからないですよ。小規模校の問題もありますし、こういう大規模校の問題も。このときにすべての業者に対してそうやって線引きの前からやり取りをするのは、ほぼ不可能に近いのではないかと感じますけれども。

(菅谷参事)

その通りでございます。現にこの地域いくつも同時にマンション開発が行われ、4月から販売された業者もでございます。この今申し立てをしてみえる業者さん以外からは私どもにそういったアプローチがないものですから、結果的にこういうやりとりはしていません。なんらかの形でそういうアプローチがあれば私どもとしては公表できるものについては公表していく、という考えであります。私どもの方から、開発業者さんを探して情報を開示する、ということはちょっと難しいかな、と考えております。

(野田委員)

全市的にそういうことですか。

(菅谷参事)

おっしゃる通りです。

(永井委員)

意見なんですけれども、どの業者さんに偏る、というのはよくないと思うので、システムとしてこちらからもちろんすべての業者さんにとというのは難しいと思いますが、もし希望があった場合に、こういう手続きをとれば、こういう段階でこういう風に意見が言える、というのは明確に開示されるといいかな、と思います。

(古川委員)

今の意見と同じことですが、要はこの我々の教育委員会の中で、学校の通学区域の設定前の要綱というのはあるのかどうか。そうすれば、今みたいな私たちが悶々としている部分が明らかになります。そういった書いたものはあるのですか。

(佐野施設計画室長)

明文化したものはございません。

(古川委員)

そうすると、結構事前に、くどいようだけど、設定を作る前というのは、担当の方の個人的な主観で設定を作ってしまう、ということにならないのでしょうかね。設定の案が。

(菅谷参事)

そういう点でいきますと、個人で案を作るということとはございませんので、十分に教育委員会の中で議論をしたうえで設定案は作る、ということになります。委員のみなさまにご相談することもあるかもしれない、と思っております。最終的には決定するのは教育委員会です。それから先ほどから、地元での噂、という話が出ておりましたが、捕捉で説明をさせていただきます。前回もご説明をさせていただいたかと思いますが、一度、この地域におきましては過去にそういう動きを私どもがさせていただいた、平成 19 年度の話させていただいたのですが、そういうこともあって、一部そういうことが地元で伝わっているのかな、と予想はできます。その時は完全な線引きではないですが、地元のご賛同が得られなくてそのままになっているというのがありまして、一部地元にはそんなような話が伝わっているのではないかと、思います。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第 44 号議案について、お諮りいたします。

請願は 2 点ありまして、1 点目は「本件マンション事業者にも学区変更に関する情報を開示し、協議の対象とすること」ですが、今の質疑・やり取りで明らかになりましたけれども、「本件マンション事業者に学区変更に関する情報を開示し」という部分については、PTA とか区政協力委員に開示するものと同じものを開示すると言っておりますので、「採択」であろうと。後段の「協議の対象としていただくこと」ですが、学区変更案が今決まっていけないものですから、決まる前にいろんなご意見を言うことは市の方に言うだけでいい、と思いますが、ただし、

学区変更案が決まった後で先ほどの小中学校通学区域設定等事務取扱要綱に基づくと、マンション業者の方にみんなやらなくちゃいけない、ということになりかねませんので、この協議の対象とする、というのはちょっと難しいのかな、この部分については「採択できない」、という風に私は思います

次に2点目の「本件土地の学区を西山小学校・神丘中学校区から他に変更することがないこと」は、今年2月とまったく同じでございます。その時も学区変更案ができてない、ということもあり、このときは採択も不採択もしない、役所言葉ですが、「聞きおく」ということを申し上げたと思いますが、これは状況変わっておりませんので、「聞きおく」ということになろうかと思えます。したがって、第1項前半については採択、後半については難しい、というように思いますが、委員の皆さんのご意見は。

1の方は前段はこれはすると言っているので、当然採択してかまわないだろう。ただしその「協議の対象」という「協議」はあいまいな言葉なので難しいですけれども、要綱に基づいていきますと、個々の皆さん方に全部協議の対象とするのは難しいだろう、ということで、この部分については手段を通してご意見をいただく、ということで、ここのところはダイレクトに名古屋市と協議の対象とするということにはならないのではないか、ということです。

(全委員)

異議なし。

(坂井委員長)

2点目もよろしいですか。2月と同じですから。

(全委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、請願審査が終了いたしましたので、陳述人の方はご退室ください。

(坂井委員長)

続きまして、第45号議案「教育委員ホットライン制度の創設について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第45号議案「教育委員ホットライン制度の創設について」です。この制度は教育委員に対して職員が情報提供や意見提案を直接行うことにより、適切な業務執行の確保や不祥事の防止、あるいは業務改善の促進を図る趣旨で創設するものです。4月28日の教育委員会でのご意見を踏まえ、正式な議案としてお諮りするものです。制度の内容で

すが、まず、対象者は非常勤職員を含むすべての教育委員会の職員といたします。3の利用方法ですが、名古屋市のイントラネット上に専用フォームを掲載し専用パソコンで受信するとともに、文書でも受け付けます。また原則として実名によるものといたしますが、客観的な資料を添付した場合は匿名でも受け付けます。4の内容確認ですが、教育委員に会議開催日に直接確認していただきますが、緊急性のあるものについては電子メールで随時確認していただきます。5の意見等への対応ですが、教育委員会事務局に事実確認・調査・是正措置などの対応を指示していただきます。また意見等の公開については、個人などが特定される情報を除き、個々の内容、対応状況を職員に周知して、職員全員の共通理解を図っていきたくと考えています。運用開始は6月1日を考えています。

なお、次のページに参考資料1として職員向けの周知文書、参考資料2としてイントラネット上の専用フォームを紙ベースにしたものを添付いたしましたのでご参照ください。

(坂井委員長)

ありがとうございました。ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(永井委員)

委員による内容の確認とは、具体的にどんな感じでやっていくのですか。

(太田総務課長)

専用フォームというのがありまして、送信フォームで職員からは意見や提案をしていただき、委員の方々にはその内容を紙ベースで打ち出したものをお見せして、指示していただくというものです。

(永井委員)

そのパソコンを管理する人は誰ですか。誰にみられるのかは実名なのでちょっと気になると思いますが、どなたが見るとかいうのは明確になっているのでしょうか。

(太田総務課長)

総務課人事係に限定しています。

(永井委員)

他都市というか、ほかの自治体でこのようなホットラインをしているところはあるのでしょうか。

(太田総務課長)

市長にはあるかもしれませんが。教育委員への制度としては、正確な情報はありませんが、おそらく初めてではないかな、というところです。

(古川委員)

多分種々いろいろな情報が来るのではないかと思われるのですが、おおまかにカテゴリー別に分けられることも当然想定されていらっしゃると思いますが、もしある程度想定されているとするならば、どういう項目に分けられるのか、もしくは、どういう項目がいい、という風に考えていらっしゃるのですか。

(太田総務課長)

たくさんあると思いますが、一つは、違法性はないにしても不適正じゃないかというようなものを、業務の中で職員が見た場合、もう一つは適正、不適正は関係なく業務の仕方があまりにも前例踏襲であり時代にそぐわないようなときに、業務の改善の提案をする場合、この二つを想定しております。

(野田委員)

参考資料2はホームページ上にあるが、参考資料1の紙ベースの配布はどこまで配布するのですか。

(太田総務課長)

これは全職員向けに、こういう制度ができたということをわかりやすくしました。教育委員会事務局のほか、学校や図書館などの公所をすべて含めています。

(坂井委員長)

総務課人事係からどう流れるのですか。

(太田総務課長)

専用パソコンがありますので、直接見ていただいて指示していただくのが趣旨です。職員が見るといっても、管理をしてきた物を打ち出してお見せする、という限定的なものです。必要な指示を受けて、そのあとに必要ながあれば調査いたします。寄せられたものについては、できるだけ多くの職員に見てもらふ必要があるということで、どういうものがあって、どういう対応をしたか、ということは基本的に公開していきたい、と考えています。個人情報とかそういうのは難しいですが、みんなで共通理解を図って、変えていくところは変えていく、ということです。

(坂井委員長)

5の意見等への対応の(1)対応、最初に「委員は」とありますけれども、委員会ではなくて委員なのですか。意味合いはどうなるのか。

(太田総務課長)

指示を委員会として議案のような形でみなさんにおはかりするというものではなくて、皆さんの中で、おひとりおひとりの意見を伺っていきたくて考えております。普通合議制ですから議案で進めるのですが、そういう性質のものではないと考えています。

(坂井委員長)

緊急度に応じて電子メールにしたりとか、緊急じゃないものは定例会の時に、という感じですかね。

他にご意見はございませんか。第 45 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 46 号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第 46 号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。議案を一枚はねていただきますと、改正内容等をまとめた資料があるのでご覧いただきたいと存じます。

この規則改正は、平成 23 年度から公立幼稚園に在園する園児に係る授業料及び入学料の減免について、国による経費補助が拡充されることとなったため、国の補助単価の増額分と同額だけ、授業料等の減免額を増額するものでございます。

具体的な減免の増額でございますが、1 点目は、4 (1) にありますように小学校 1 年生から 3 年生までの兄・姉がふたり以上いる場合は、授業料等の減免額を 1,000 円増額し、102,000 円とするものでございます。

2 点目は、(2) のように小学校 1 年生から 3 年生までの兄・姉がいない園児につきましては、幼稚園児の兄姉が一人以上いる場合は、授業料等の減免額を 1,000 円増額し、73,000 円とします。また、二人以上いる場合は、授業料等の減免額を 1,000 円増額し、102,000 円とするものでございます。

施行期日は公布の日からとし、平成 23 年 4 月 1 日から適用します。

(坂井委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

では、第 46 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 47 号議案から第 51 号議案を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

それでは、第 47 号議案から第 51 号議案までの規則の改正は、改正内容が共通していますので一括してご説明いたします。

これらの規則案は、先の 3 月市会において、それぞれ関係する条例を一部改正したことに伴うものでございます。

改正内容につきましては、お手元に、赤いインデックスがついておりますが、参考資料として 1 ページに「主な改正内容」、2 ページに「議案の概要」、3 ページに「利用料金制度及び共通券導入施設一覧」を配布させていただいております。

1 ページをご覧ください。主な改正内容は 2 点ございます。

1 点目は、「利用料金制度の導入に伴う規定整備」でございます。市体育館をはじめとした教育委員会管理のスポーツ施設において、指定管理者の切り替えに合わせ、平成 24 年 4 月 1 日から利用料金制度を導入することに伴いまして、関係する規定の整備を行うものです。

主な改正点といたしましては、利用料金制度の導入に伴う規定整備でございますが、

- (1) 利用料金を減免・還付できる場合及びその額等についての定め
 - (2) プール等の個人使用に係る優待券等の発行の廃止
 - (3) 指定管理者の指定の選定に関し、申請者が提出する事業計画書の記載事項の追加
 - (4) スポーツ・レクリエーション情報システム利用者に対する利用料金・使用料の還付方法の見直し
- でございます。

2 点目は、「共通券の導入に伴う規定整備」でございます。

3 月市会の条例改正によりまして、スポーツ施設のプール、トレーニング室及び弓道練習場について、利用者の利便のために、各施設での共通使用ができる回数券及び定期券を設けることといたしました。これに伴い、共通回数券・共通定期券の交付、使用手続等について定めたものです。

なお、これらの規則等の施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日でございます。

また、利用料金の額は指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとなっておりますので、利用料金の承認や指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、規則改正の施行前においても行うことができるようにするものでございます。

(坂井委員長)

ありがとうございました。ご意見、ご質問はありませんか。
前に説明を受けましたね。

(太田総務課長)

3月の条例改正のところ。

(坂井委員長)

第47号議案から第51号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、第52号議案「名古屋市名城庭球場条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

次に、第52号議案「名古屋市名城庭球場条例施行規則の一部改正について」をご説明いたします。

この規則案は、先の3月市会において、「名古屋市名城庭球場条例」を一部改正して駐車場を有料化し、1回300円としたことに伴いまして、駐車場の供用時間、使用料の納付・減免といった、駐車場の使用方法について必要な規定を整備するものでございます。また、スポーツ・レクリエーション情報システム利用者に対する庭球場の使用料の還付方法の見直しを行います。

なお、施行期日は平成23年7月1日でございますが、使用料の還付方法の見直しは平成24年4月1日でございます。

(坂井委員長)

ありがとうございました。ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第52号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第53号議案は非公開となります。傍聴人の方は退室をお願いします。

○第53号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午前11時16分閉会

名古屋市教育委員会定例会

平成 23 年 5 月 13 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 案

第 53 号議案 平成 23 年度歯科衛生優良校等の表彰について

出席者

坂 井 克 彦 委員長
三 林 久 美 委 員
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員 26 名

(坂井委員長)

それでは、第 53 号議案「平成 23 年度歯科衛生優良校等の表彰について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします

(原田学校保健課長)

本件は、議案の記 4、「表彰の趣旨及び理由」にありますとおり、学校歯科保健の充実を期し、優れた実践活動を展開している学校を、6 月の歯の衛生週間に表彰しようとするもので、昭和 36 年から実施、今年度で 51 回目を数えます。

顕著な成績をあげた学校を「歯科衛生優良校」として、その中でも今回までの 5 年間、連続して優良校候補となる学校を、「特別優良校」として、また、これまでに優良校として一度も表彰の実績がない学校のうち、歯科衛生活動に一定の成果を挙げ、今後の一層の取り組みが期待できる学校を「奨励校」として、それぞれ表彰するものでございます。

選定にあたりましては、各学校の平成 22 年度における歯科疾患や処置の状況、健康相談などの保健管理、歯の清掃指導や学校行事などによる保健指導、児童会・生徒会などの組織活動など 16 項目 43 細目を、学校歯科医や校長、教育委員会職員ら 21 名による審査会におきまして、審査基準に沿い、採点し、評価いたしました。

「歯科衛生特別優良校」は、記 1 のとおり、赤星小学校、東星中学校、桜丘中学校の 3 校でございます。

記 2 の「優良校」としては、自由ヶ丘小学校始め 19 小学校、八王子中学校始め 6

中学校、それに南養護学校の26校ございます。

「奨励校」は、比良西小学校始め3小学校、富田中学校始め3中学校でございます。候補校それぞれの取り組み概要を、2ページから7ページにまとめさせていただきました。

なお、参考までに、8ページ以下には、名古屋市立の小学校、中学校のう歯（むし歯）の状況を、昭和46年度から昨年度までの40年間の推移を一覧表にまとめてあります。

う歯罹患率（むし歯のある子どもの割合）は、8ページのとおり、小学生では、平成9年の40.8%に比べ昨年度は、13.4%と1/3に、9ページの中学生では、平成9年の77.1%に比べ、ほぼ1/2の39.0%、10ページでは、12歳中学1年生のDMF歯数は、0.79本で、全国の平均より少なくなっており、各学校における歯科衛生の取り組みの成果が見られます。

なお、この歯科衛生優良校等の表彰については、名古屋市学校歯科医会と共催で行うものであり、本日お認めいただきますと6月4日（土）に名古屋市公会堂で開催します「第59回歯をまもるよい子の会」において、表彰式を行います。また、5月16日に記者クラブに資料提供を行います。よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

（坂井委員長）

ありがとうございました。ご意見やご質問はありますか。

（三林委員）

43の細目で評価ということですが、虫歯が少ないということも評価の対象となっているのでしょうか。

（学校保健課長）

永久歯の項目がございまして、その中でいわゆるう歯の状況について点数化している項目がございまして。

（三林委員）

1年前にもたしか意見があったかと思いますが、参考資料のDMFは虫歯の罹患率だけの数字かと思いますが、歯肉炎についての罹患率とか治癒率とかの統計などはとってらっしゃいますか。

（学校保健課長）

歯肉の状況という欄がございまして、採点項目にあり評価しています。

（三林委員）

虫歯は非常に減っていると考えられますが、歯肉炎の数は減っているのですか。

(学校保健課長)

歯肉炎の、要観察は平成 17 年度は小学校で 14.9%であるのが、22 年度は 19.6%、要治療は小学校で平成 17 年度は 4.7%に対し、22 年度は 5.8%でございます。中学校についても要観察は平成 17 年度は 22.9%から 22 年度は 24.7%、要治療は平成 17 年度は 11.5%に対して、22 年度は 11.3%。要観察、治療まではいかないまでも歯肉の状況の悪い子どもたちの数は少しずつ増えている状況です。

(三林委員)

そうすると、資料だけ見ると虫歯が減っていていいな、という感じですが、歯肉炎は増えているという状況なので、そこを改善するような取り組みをしている学校をより評価すべきなんじゃないかな、という風に思うのですが。細目の中にはあるということですが、歯肉炎について積極的に取り組むような評価の仕方がいいのではないかと思います。その辺はいかがですか。

(学校保健課長)

各学校から調査をする項目の中には、歯科検診で要観察の子どもたちについて、どのように学校としてフォローするか、という項目もあります。最高で 15 点をあげる、という点数になっています。

(三林委員)

それを増やそうとする方向はないのですか。

(学校保健課長)

今のところは学校歯科医の先生方とも話していますが、虫歯に目が向いてまして、ただ 12 歳児の虫歯の罹患率が 0.79 ということで全国平均よりかなり低くなっておりまして、今後につきましては、歯周病についてそろそろ力を入れていく時期なので、どのように展開していくかの話し合いもしていますので、その中でこの調査についても検討していきたいと考えています。

(坂井委員長)

学校とは関係ないですが、8020運動がありますが、学校はやりやすいのですが、大人はなかなかまじめにやらない。そういうことはやらないのかですか。

(学校保健課長)

学校によっては給食後に歯磨き運動をしたり、教育委員会といたしましても小学校 3 年生にいわゆる染出し剤を渡して、学校で歯についての汚れを調べて子どもたちに歯みがきをしっかりさせる、それに伴って虫歯や歯周病の予防になるということもしています。また 121 運動のほかに歯周疾患の対策で 32 校の学校で、特別検診をしまして、春に一度子どもの状況をみまして、歯周病の要観察等の子どもに対し、秋にどのような状況になったのか経過観察をしまして、再度歯周病についての取り組みを考え

させるなどの、取り組みをやりまして、そういう成果についても全小学校に対してDVDを作って配布するなどして啓発活動をしています。

(坂井委員長)

子どもが一生懸命やっているなら、子どもにお父さんお母さんに教えてあげよう、という教育をしないと、60,70になると歯がぼろぼろおちたり、歳をとってから食べられなくなったりします。子どもは言うことを聞くのでいいが、大人がやらないので、大人にやらせる方法は何かないですか。

(西淵学校教育部長)

歯磨きカードなどを家に持って帰るので、そうするとお母さん方がそういうものを見て、間接的にはやられることはあるが、直接的にはないです。

(坂井委員長)

教育委員会の範ちゅうではないかもしれないが、生涯教育をやってらっしゃるから。

(堀崎生涯学習部長)

具体的に生涯学習センターでそういった講座はあまりやってないですが。

(坂井委員長)

ブラッシングを正確にするかどうかで、本当に歯のもちが違うそうですから。余談ですが。

他にご意見もないようですので、第53号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了しました。

教育委員会定例会を終了します